

合併協定書

合併協定書は、全1,374項目にも及ぶ調整結果の中から、特に重要で表記しておく必要があると認めるものについてまとめられたものです。

最終項目「22 その他」にも明記されているとおり、4町においては、協定書に掲載されている協定項目はもとより、全調整項目における調整結果、諸会議における協議経過、議事録に記載されている確認事項等についても尊重することとされています。

1 合併の方式

船井郡園部町、同郡八木町、同郡日吉町及び北粟田郡美山町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成18年1月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、「南丹市」とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、京都府船井郡園部町小桜町47番地とする。また、園部、八木、日吉、美山の各町に支所を置く。（概ね10年が望ましい。）

5 財産及び債務の取扱い

4町が所有する財産及び債務については、合併までに可能な限り整理を図った上で新市に継承する。特定目的基金については、同一目的の基金を合併時に統合する。なお、特殊事情のある基金については、使用範囲を限定して新市に継承し、設置目的（意義）が完了した基金については、合併までに整理する。

貸付金のうち住民福祉に係る貸付金及び地域総合整備貸付金については、現行どおり新市に継承する。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

（1）新市の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条（定数特例）及び第7条（在任特例）の規定は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき定数を26人とし、新市の設置の日から50日以内に選挙を行う。

（2）新市の議会議員の選挙区は、新市発足時に限り、旧町の区域ごとに1選挙区を設け、各選挙区の定数は次のとおりとする。

旧園部町区域9人 旧八木町区域7人
旧日吉町区域5人 旧美山町区域5人

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

（1）新市に1つの農業委員会を設置する。選挙による委員の定数は30人とする。なお、委員不在の空白期間により住民サービスを低下させないため、4町の農業委員会委員の選挙による委員であった者のうち30人については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号（在任特例）の規定を適用し、新市移行後6ヶ月間を限度として、引き続き新市の農業委員会委員の選挙による委員として在任する。また、議会・農業協同組合・農業共済組合及び土地改良区からの選任委員は、合併後に新たに選任する。

（2）新市の農業委員会委員の選挙区は、旧町ごとに1つの選挙区を置き、各選挙区の選挙すべき委員の定数は次のとおりとする。

旧園部町区域9人 旧八木町区域8人
旧日吉町区域6人 旧美山町区域7人

8 地方税の取扱い

（1）固定資産税

納税義務者、課税標準及び免税点については、現行のまま新市に継承する。税率については、平成20年度課税までは旧町の税率を適用し、平成21年度から1・5パーセントとする。納期については、10期（6月～翌年3月）とする。なお、課税免除については、過疎法指定地域において適用する。

（2）住民税

ア 個人市町村民税の納税義務者、均等割税率、所得割税率及び課税標準については、現行のまま新市に継承する。納期については、園部町及び日吉町の例により一元化し、新市に移行する。

イ 法人市町村民税の納税義務者、均等割税率及び納期については、現行のまま新市に継承する。法人税割税率については、地方税法の制限税率（14・7パーセント）に一元化の上、新市に移行する。

(3) 軽自動車税

納税義務者及び納期については、現行のまま新市に継承する。税率については、地方税法の標準税率に準拠し新市に継承する。標識については、地方税法に基づく取扱通知に準拠して新市に継承し、一元化した標識は新市施行日から交付する。なお、旧4町で交付した標識は新市移行後もそのまま使用する。

(4) たばこ税

現行のまま新市に継承する。

(5) 都市計画税

納税義務者及び課税標準額については、現行のまま新市に継承する。税率については、平成20年度課税までは旧町の税率を適用し、平成21年度から0.2パーセントとする。納期については固定資産税の納期と同一にし、徴収については固定資産税と合わせて行う。なお、都市計画区域(課税区域)については、現行の都市計画区域を新市に移行する。

9 一般職の職員の身分の取扱い

(1) 4町の一一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、新市に引き継ぐものとする。

(2) 職員数については、新市の組織体制と併せ、定員の適正化計画を新市において早急に作成し、定員管理の適正化に努めるものとする。

(3) 職員の給料表については、新市において、国家公務員の給与制度に準拠し、職種と併せて採用俸給表を決定し、行政職俸給表第1表における対応級は9級制とする。なお、専門職の俸給表は新市において決定する。職務の級別基準については、新市における職務確定後、旧4町の現行基準を参考に決定する。

10 特別職等の身分の取扱い

(1) 新市の市長、助役、収入役、教育長、各種委

員会委員及び監査委員の任期等については、法令の定めるところによる。

(2) 新市の市長が選出されるまでの間、地方自治法施行令第1条の2の規定により市長の職務執行者を4町の町長の中から選任する。ただし、助役、収入役については、新市の議会が正式に発足後、新市長が議会の同意を得て選任する。

(3) 新市発足時の職務執行者及び市長等常勤特別職並びに教育長の給料(月額)は、次のとおりとする。ただし、新市において特別職報酬等審議会を速やかに設置の上、給与の適正化に努める。

職務執行者	800,000円
市長	980,000円
助役	800,000円
収入役	710,000円
教育長	710,000円

なお、常勤特別職に係る諸手当は、国の基準に準じて、通勤手当及び期末手当を支給する。

(4) 新市発足時の議長、副議長及び議員の報酬(月額)は、次のとおりとする。ただし、新市において特別職報酬等審議会を速やかに設置の上、報酬等の適正化に努める。

議長	470,000円
副議長	415,000円
常任委員長	390,000円
議員	380,000円

(5) 新市の各種委員会等の報酬(年額)は、次のとおりとする。

教育委員会	
委員長	540,000円
委員	480,000円
選挙管理委員会	
委員長	100,000円

委員 65,000円

公平委員会
委員長 70,000円
委員 50,000円

監査委員
見 540,000円

議会選出
見 240,000円

農業委員会
会長 360,000円
副会長 330,000円

委員 240,000円

固定資産評価審査委員会
委員長 40,000円
委員 30,000円

(6) 条例、規則等に規定する委員については、新市において設置することが必要なものを決定し、人数、任期、報酬等は現行を参考に、新市において決定する。なお、報酬額は月額とし、委員長(会長)6,500円、委員6,000円とする。

(7) 消防団員の報酬(年額)は、次のとおりとする。

団長	120,000円
副団長	85,000円
分団長	65,000円
副分団長	45,000円
部長	30,000円
班長	24,000円
団員	18,000円

なお、出勤・訓練・警戒手当(年額)は2,000円とする。

(8) 嘱託職員については、給料、諸手当の額を新市において決定し、職員配置の中で減ずる。また、臨時雇用職員についても職員配置の中で減ずる。